

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## 1 現状

### (1) 地域の災害等リスク

栃木市は、平成の大合併により、栃木・大平・藤岡・都賀・西方・岩舟の1市5町が合併し誕生した。本計画の対象地域は、大平地域（以下、当地域）であり、大平町商工会の管轄地区である。市内には栃木商工会議所と、それぞれの旧町の地域に当商工会を含む5商工会が併存している状況である。

当地域は、市の中央部にあり、面積は39.80km<sup>2</sup>で、総面積331.50km<sup>2</sup>の12%を占める。

本計画では、当地域の中心から北西部を西地区、北東部を東地区、南部を南地区と3地区に分けて記載する。

地区	町名
西地区	富田、西山田、下皆川
東地区	横堀、牛久、川連、土与、蔵井、真弓、下高島、上高島、北武井
南地区	新、西野田、榎本、西水代、伯仲

当地域は、市の北部から東部にかけて連なる関東平野の平坦地が広がる一方で、利根川水系一級河川巴波川（うずまがわ）や、その支流の一級河川永野川（ながのがわ）といった河川が流れている。また、西地区には太平山等の山林も含まれている。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

(洪水：ハザードマップ)

市防災会議が作成した「栃木市地域防災計画（2022年3月修正）」及び「栃木市防災ハザードマップ（2023年6月改訂）」では、主に巴波川及び永野川の流域周辺を浸水想定区域に指定している。

特に、両河川に挟まれている地域では、そのほぼ全域で0.5～3m未満の浸水が想定されている。また、両河川が合流する南地区の一部地域（伯仲）では3～5m未満、合流後の巴波川周辺は5～10m未満の浸水が想定されている。

商工業者へのリスク	■店舗、工場等における建物の破損、及び冠水による設備や製品等の汚損・破損 ■停電による営業活動、生産活動の中断・停止
-----------	---

(土砂災害：ハザードマップ)

「栃木市地域防災計画（2022年3月修正）」及び「栃木市防災ハザードマップ（2023年6月改訂）」によると、西地区の山沿い（太平山、晃石山、馬不入山、中山）において、土石流・急傾斜地崩壊の土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が多数存在し、土砂災害が生じるおそれがある。

商工業者へのリスク	■道路等の通行止めによる物流、人流の停滞 ■復旧の長期化
-----------	---------------------------------

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、西地区の山沿いを除くほぼ全域で6.0～26.0%、南地区では26.0%以上である。

また、国は首都直下地震が発生した際に震度6弱以上になる地域を首都直下地震緊急対策区域として指定しており、栃木県内では当市を含む6市1町（足利市、佐野市、栃木市、小山市、真岡市、下野市、野木町）が指定されている。

「栃木市地域防災計画（2022年3月修正）」では、県が平成25年度に実施した栃木県地震被害想定調査の「栃木市直下に震源を想定した地震」を掲載している。調査結果によると、巴波川や永野川沿いの低地などで震度6強となり、ごく一部のエリアで震度7となるところもある。市内は広い範囲で震度5強以上となる。被害予測の詳細は下図のとおり。

		冬深夜	夏12時	冬18時	
建物被害	全壊	10,738棟			
	半壊	22,921棟			
地震火災	出火	17件	21件	45件	
	焼失	620棟	594棟	2,528棟	
人的被害	死者	695人	508人	582人	
	負傷者	重傷者数	1,183人	841人	917人
		軽傷者数	5,324人	3,997人	4,086人
要救助者	1,755人	1,340人	1,415人		
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	132,790人		
	下水道	支障人口	23,915人		
	電力	停電軒数	14,614軒		
	通信（固定電話）	不通回線	7,821回線		
	都市ガス	供給停止戸数	3,842戸		
	LPガス	供給停止戸数	10,057戸		
交通施設被害	道路被害	137箇所			
	鉄道被害	124箇所			
避難者数 (当日・1日後)	避難所	-	-	18,108人	
	避難行動要支援者	-	-	3,286人	
	避難所外	-	-	12,072人	

平成23年の東日本大震災発生時は、当地域では震度5弱を観測し、建物被害だけでなく広範囲で停電が発生した（市内で最大33,000軒、発災翌日の午前9時頃に復旧）。

商工業者へのリスク

- 建物や設備の被害による操業停止
- ライフラインや交通網の寸断による事業継続への影響
- 取引先や顧客の被災に伴う売上の減少

(その他)

【水害】

前述の巴波川及び永野川流域以外にも、東地区から南地区を流れる杣井木川（そまいきがわ）、西地区を流れる猿瀧川（ざるぶちがわ）は、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風の際に氾濫し、流域周辺（土与、横堀、榎本、富田）で浸水被害が発生している。

商工業者へのリスク

- 前述（洪水：ハザードマップ）のとおり

### 【集中豪雨】

栃木市は、夏場は太平洋側から吹いた風が山地側で上昇気流を起こすことで、雷雲が発生しやすいことから、当地域でも落雷や局地的な激しい豪雨が多発している。

商工業者へのリスク	■店舗、工場等における建物の破損、及び冠水による設備や製品等の汚損・破損 ■停電による営業活動、生産活動の中断・停止
-----------	---

### 【原子力災害】

栃木市地域防災計画（2022年3月修正）では、第5編に原子力災害対策編を示している。栃木県内には原子力関連施設はなく、最も近い施設は、栃木市境から約73km に位置する日本原子力発電東海第二発電所（茨城県東海村）である。

当市地域防災計画の対象としている原子力発電所は下表のとおり。

	発電所名	所在地	当市からの距離
1	福島第一原子力発電所	福島県 大熊町・双葉町	約155km
2	福島第二原子力発電所	福島県 楡葉町・富岡町	約147km
3	東海第二発電所	茨城県 東海村	約73km
4	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県 柏崎市・刈羽村	約134km

しかし、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故では、放射性物質の広範な拡散により、当市でも農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害が生じ、産業活動や市民生活に大きな影響を受けた。

また、今後県外で原子力災害が発生し当該地域で避難指示等が出された場合は、その地域の事業者の操業停止が想定され、当地域の商工業者の事業活動にも支障を来す可能性がある。

商工業者へのリスク	■風評被害による商品・サービスの売上減少や取引縮小 ■被災地域に所在する取引先や物流拠点の操業停止による原材料・製品の供給遅延
-----------	--

### (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

商工業者へのリスク	■取引先の操業停止等サプライチェーンの混乱による受注停止や生産遅延 ■従業員の感染や休校対応等による人手不足の発生 ■観光需要の減少やイベント中止等による売上の急減
-----------	--

### (サイバー攻撃)

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。

商工業者へのリスク	■機密情報や個人情報の流出 ■精密機器の故障、システム障害による業務停止 ■取引先からの信用の失墜
-----------	---

## (2) 域内の商工業者の状況（令和3年経済センサス-活動調査より）

- ・ 商工業者等数 845人
- ・ 小規模事業者数 637人

### 【内訳】

業 種	商 工 業 者		備 考（事業所の立地状況等）
		小規模事業者	
建 設 業	124	122	地域内に広く分散
製 造 業	134	104	//
卸 売 業 小 売 業	206	117	県道11号栃木バイパス沿い他幹線道路沿いに多く存在
飲食店・宿泊業	79	54	//
サービス業	218	165	地域内に広く分散
そ の 他	84	75	//
合 計	845	637	

## (3) これまでの取組

### 1) 栃木市の取組

- ・ 防災計画の策定（地域防災計画2022年3月修正、水防計画2022年3月修正）
- ・ 防災ハザードマップの作成（2023年6月改訂）
- ・ 防災の研修会・講演会、防災訓練の実施
- ・ 災害情報の発信
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 令和元年東日本台風復旧ロードマップ作成と各施策の実施
- ・ 栃木市国土強靱化地域計画の策定（2021年3月策定）

### 2) 大平町商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業者BCP等に関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 栃木県火災共済（協）と連携した火災共済への加入促進
- ・ 上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）・ビジネス総合保険への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・ 市が実施する防災訓練への参加及び協力

### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（R6年度）

- ・ HPへ事業者BCPに関する県の施策を掲載 1回
- ・ 防災・減災に関するチラシを作成し全会員へ配布 1回
- ・ 県、市合同の災害等調査に関する情報伝達訓練への参加 1回
- ・ 県主催の商工災害対応力向上研修への参加 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 当地域内における小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて、商工会、市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 栃木市商工振興課、大平町商工会で、必要に応じて本計画における災害リスクや支援の方針を協議する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、東京海上日動火災保険（株）、あいおいニッセイ同和損保（株）、（株）日本政策金融公庫、（独法）中小企業基盤整備機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## 3 目標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当地域の産業基盤やインフラを支える小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、地域全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、事業者BCP等の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年2者に対して事業者BCP等（事業継続力強化計画含む）の策定・見直し支援を行う。
- ② 当地域の事業者BCP等の策定者数を10者（年2者）。
- ③ 損害保険等加入の取組を年2者に対して行う。
- ④ 上記目標達成のため、防災・減災に関するチラシ等の配布、巡回・窓口での指導を行う。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

## 2 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省や自治体等と連携し、当地域の小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況など、事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、当地域の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、HP、SNS 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP 等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。  
(HP:[https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522\\_risk\\_finance\\_sheet\\_press.html](https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html))
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・管内事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### (3) フォローアップ

- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。  
(HP : <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCP等を策定した事業者に対し、巡回指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで管内事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策

定を支援する。

### (5) 関係団体等との連携

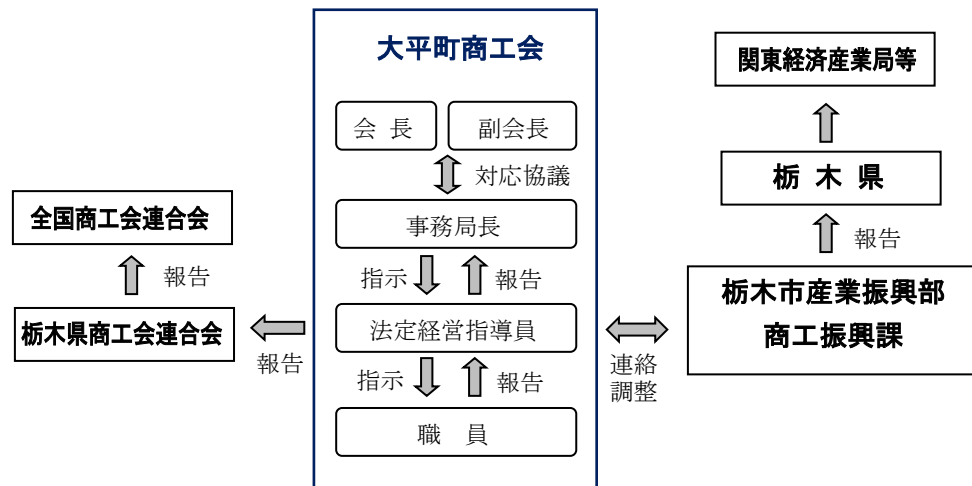
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険（株）、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保（株）ならびに地域の共済団体である栃木県火災共済（協）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・（株）日本政策金融公庫に職員等の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに関する個別相談に対応する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。

### (6) 訓練の実施

- ・自然災害（東日本大震災、令和元年東日本台風等と同規模）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## 4 リスク発生時の対応

### (1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害の目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

■共有方法：電子メール（又はFAX）

■共有頻度：下図のとおり（状況に応じて調整あり）

期間（発生日起算）	頻度
発災後～1週間	1日に2回
1週間～2週目	1日に1回
2週間～1カ月	1週間に2回
1カ月以降	1週間に1回

### 4) 被害情報の報告

- ・市と商工会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会は商工連へ随時報告を行う。
- なお、報告は3)と同様の様式で行う。

## (2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

### 1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・市で取りまとめた「栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

### 2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとと

もに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

### **3) 管内事業者の被害状況の確認**

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

### **4) 被害情報の共有・報告**

- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）を用いる。
- ・国や県からの情報や方針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては商工連が定める期日までに報告を行う。

## **(3) 被災事業者に対する支援**

### **1) 応急対策時の支援**

- ・相談窓口の開設方法については市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

### **2) 復旧・復興支援**

- ・国、県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

#### **※ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

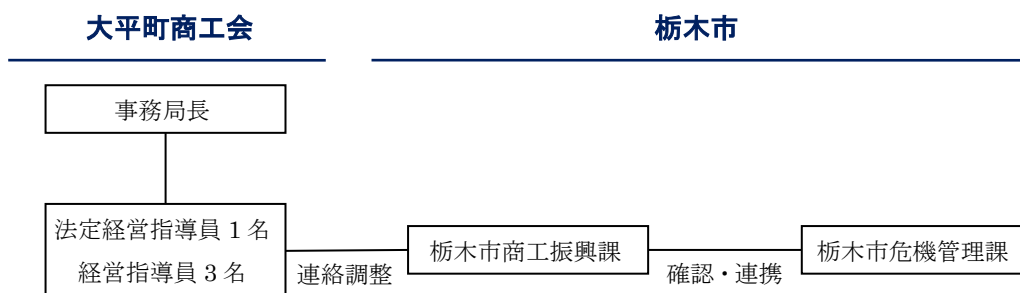
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

1 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と市の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



①栃木県及び栃木市との連携体制

- ・ 当会、本市商工振興課・市危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、必要に応じて、本計画の支援方針について協議する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

②商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 法定経営指導員1名と経営指導員3名で巡回・窓口指導を行う。小規模事業者ごとに担当職員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険（株）、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保（株）ならびに地域の共済団体である栃木県火災共済（協）の専門家による、個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名と経営指導員3名で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と市の連絡協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 熊谷 賢（連絡先は後述 3 ①参照）

②法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

### 3 商工会、関係市町連絡先

#### ①商工会

大平町商工会

〒329-4403 栃木市大平町蔵井2007-10

TEL : 0282-43-7121 / FAX : 0282-43-1608

E-mail : ohira\_net@shokokai-tochigi.or.jp

#### ②関係市町

栃木市役所 産業振興部 商工振興課

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL : 0282-21-2371 / FAX : 0282-21-2683

E-mail : syoukou@city.tochigi.lg.jp

### 4 被害情報報告先

#### ①栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail : shienschitsu@pref.tochigi.lg.jp

#### ②栃木県商工会連合会

企業支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : kigyo\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・調査費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・啓発チラシ作成郵送費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

#### 調達方法

会費、栃木市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。